

1 野生動植物の保護に関する基本的考え方

(1) 生物多様性の保全の現状

生物多様性とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息・生育環境の中で、繁殖を続けている状態を指し、主として、生態系、種、遺伝子の3つのレベルで捉えられる。なかでも種は、生物相・生態系を構成する基本的単位であることから、生物多様性の保全にとって、その種の保護を図ることは重要である。

また、野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であることから、日光、大気、水、土とあいまって、物質の循環やエネルギーの流れを担い、その多様性によって生態系を維持している。さらには、食料、衣料、医薬品などの資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、また、生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしている。

しかし、近年の急激な都市化の進展や地域開発に伴う森林、草地、田畑等の緑地の減少や湿地等の埋め立て、河川、湖沼の水質悪化などの環境変化、外来種による生態系の攪乱、農地の管理放棄等による里地里山における野生動植物の生息・生育環境の悪化、過度の捕獲や採取による野生動植物の減少が進むなど、多くの種において絶滅のおそれが生じている。

1966年（昭和41年）に国際自然保護連合（IUCN）が刊行した、野生動植物の現状を明らかにした、いわゆるレッドデータブックの発表を機に、国際的な生物多様性の保全意識が高まる中で、1992年（平成4年）の国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性条約」が157カ国によって署名、翌年、我が国も締結国となり、1995年（平成7年）に「生物多様性国家戦略」を、2002年（平成14年）には、これを見直し「新・生物多様性国家戦略」を策定した。その中で、新たな視点として、失われた自然の再生・修復の提案、里地里山等の多義的な空間における持続可能な利用の実現等を盛り込み、生物多様性の保全に向けた取り組みを行っている。

2003年（平成15年）1月には、自然再生推進法が施行され、その中で、自然を取り戻すための自然再生について、地域住民やNPO、土地所有者、専門家、地方公共団体など地域の多様な主体が連携し、長期的なモニタリングにより科学的に評価してその結果を反映させながら進めるための枠組みや手続きを定めている。

2004年（平成16年）6月には、固有の生態系を乱す外来種の輸入や飼育を規制する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が公布された。

本県においても、2000年（平成12年）3月に策定した「第五次愛媛県長期計画 新しい愛媛づくり指針」の中で、2010年（平成22年）を目標年次とした「自然と人間との共生 - 野生生物の生息・生育環境の保全」に取り組んでいる。

また、1999年（平成11年）から4ヵ年をかけて、県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、2003年（平成15年）3月に生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を作成した。このレッドデータブックは、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然保護・自然との共生を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進するなど、その生息・生育環境や自然生態系の保全・再生を総合的・計画的に推進していくための基礎資料となるものである。

(2) 種の保護に関する基本的考え方

野生動植物の保護は、種を問わずに取り組むべきものであるが、特に絶滅のおそれのある種の保護は、緊急に進めなければならない課題である。

また、野生動植物の種の存在は、自然の微妙なバランスのうえに成り立っていることから、種の保護のためには、その生息・生育地を含めた生態系の保全を図ることが効果的である。

そこで、人と自然との共生を図りながら、希少種をはじめとする野生動植物の保護施策を推進するにあたっての基本的な考え方を次のとおりとする。

ア 野生動植物に対する認識の共有

(ア) 人間生存の基盤となる環境は、多様な生物と自然（水・土・大気等）の物質循環により形成されており、生物相の崩壊が、物質循環の崩壊、ひいては環境の崩壊を招くという認識が必要である。

(イ) 野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、生活環境の豊かさの指標にもなるとの認識から、すべての県民の責任において保護・保全すべきものと考えていくことが必要である。

(ウ) 生態系全体の保全を通じて野生動植物の保護を行うことは、生命を尊重し、思いやりの心を育て、県民の社会生活空間を保全し、さらに持続可能な生産活動につながるという認識が必要である。

イ 生物多様性の維持

(ア) 野生動植物は、相互に関連しあって生態系を形成していることから、その生存基盤全体を保護し、生物多様性の維持を図るという視点で、対策を講じる必要がある。

(イ) 希少種を栽培などにより種として保存すればそれで良しとするのではなく、それぞれの分布地域で、個体群として維持することを基本として対策を講じる必要がある。

(ウ) 里地里山地域では、自然に対する人為的働きかけの縮小に伴い、二次的自然環境等が変化し、多様な生物が消失しているケースも見られることから、安定的な農業生産等の人為的な行為について対策を講じる必要がある。

(エ) 在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれのある外来種の排除対策が必要である。

ウ 種の生態等に応じた対策

希少種の中には、生態系の食物連鎖の上位に位置するものや、元来個体数の少ない種もあれば、以前は普通に見られる種であったが、近年減少の著しい種もあり、種によって「希少」の概念が一様でないことから、それぞれの種の生態や生存圧迫要因に応じた保護対策を講じる必要がある。

エ 県民の参画

野生動植物を保護するには、県民一人ひとりの正しい認識のもと、適切な配慮や協力が不可欠であることから、県、市町、県民、事業者等が相互に連携し、各主体が率先して保護活動に取り組む必要がある。